株主各位

神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の1 Chordia Therapeutics株式会社 代表取締役 三 字 洋

第8回定時株主総会招集ご通知

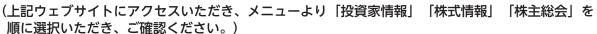
拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し あげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.chordiatherapeutics.com/ja/index.html



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/190A/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「Chordia Therapeutics」又は「コード」に当社証券コード「190A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年11月21日(金曜日) 午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使

[書面 (郵送) による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年11月25日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)

湘南鎌倉クリスタルホテル 3階 「フォンテーヌ」

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第8期(2024年9月1日から2025年8月31日まで)事業報告及び計算書類報

告の件

決議事項

第1号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その 旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」 したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員 会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

2025年11月25日 (火曜日) 午前10時

(受付開始:午前9時30分)



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2025年11月21日 (金曜日) 午後6時入力完了分まで



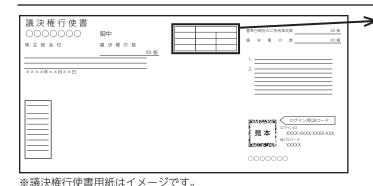
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示の上、切手を貼らずにご 投函ください。

行使期限

2025年11月21日 (金曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の替否をご記入ください。

第1号議案

全員賛成の場合

「替」の欄に〇印

● 全員反対する場合

「否」の欄に〇印 >>

一部の候補者に 反対する場合

「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を

ご記入ください。

第2号議案

賛成の場合

>>>

「賛」の欄に〇印

● 反対する場合

「否」の欄に〇印

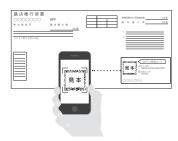
- ・インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取 り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取 り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとし てお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第 8 期 事 業 報 告

(2024年9月1日から (2025年8月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「日本発」「世界初」のこれまでにない新しい抗がん薬を、一日でも早く患者様のもとに届けることで、『Tomorrow is Another Day~明日に希望を感じる社会の実現』を目指しています。2030年には日本発の研究開発型の製薬会社に成長していくことをビジョンとして掲げ、アンメットメディカルニーズの高いがん領域に特化して事業を進めています。特に、これまでにない新しい作用機序を有する低分子の画期的医薬品(ファーストインクラス)の研究開発に注力しておりますが、ファーストインクラスの医薬品は、既存治療薬と異なる有用性を示すことが期待され、これまでの治療法を大きく変えることができる医薬品に成長する可能性があります。既存治療薬では十分な効果が認められず、現在のがんの進行に不安を感じている多くの患者様に対して、がんの進行をコントロールできるという希望を届けることを目標に事業の推進を行ってまいりました。

当事業年度におけるわが国経済は、食料品やエネルギー価格を中心とした物価上昇が継続する一方で、賃金上昇のモメンタムが維持されたことにより、個人消費は概ね横ばいで推移しました。加えて、訪日外国人観光客の増加に伴うインバウンド需要の回復が、サービス業や小売業を中心に業績を押し上げ、全体としては緩やかな景気回復基調が続いています。一方で、与党が国政選挙で連敗するなど政治的な不安定要因が顕在化し、先行きに対する不透明感が残る状況となりました。さらに、米国の通商政策を巡る不確実性がインフレ再燃や景気後退への懸念を呼び起こしており、世界経済全体としては下振れリスクが意識される展開が続いています。こうした外部環境の変化は、当社が属する医薬品・バイオ業界にも影響を及ぼしており、米国の関税政策を回避する動きとして、複数の大手グローバル製薬企業が米国内での製造拠点新設を計画するなど、サプライチェーンの再構築が進んでいます。一方で、事業開発活動には一部停滞感も見られ、当社を取り巻く経営環境も依然として不透明な状況が続いております。当社が属する医薬品業界は、厚生労働省が公表した「薬事工業生産動態統計」によると、2023年の医薬品最終製品(医療用医薬品や一般用医薬品などの合計)の国内での生産金額は10兆332億円、外国からの輸入金額は3兆7,727億円で、合計金額は13兆8,059億円であり

ました。これに対し、国内への出荷金額は12兆3,597億円、外国への輸出金額は7,131億円であり、合計金額は13兆728億円となりました。うち、医療用医薬品の2023年の生産金額は9兆1,529億円であり、前年比較で0.8%の増加となりました。国内医薬品市場規模は薬価改定や医療制度改革に強く影響を受けておりますが、2020年以降の医薬品生産金額の推移は、2022年に前年比で10%の増加となった他はおおむね横ばいで推移しています。

当社が注力する抗がん薬、ファーストインクラス新薬の承認状況については、米国食品医薬品局(以下、「FDA」という。)が2024年に承認した50品目のうち、それぞれ24品目、13品目でありました。また、そのうちのおよそ半数のモダリティが低分子医薬品であり、ファーストインクラスの低分子抗がん薬の開発が引き続き活発に行われている状況と認識しており、当社パイプラインに対する大手製薬会社からのニーズも引き続き高いものと想定しております。

このような環境の中で、当社は、CLK阻害薬CTX-712、国際一般名称はrogocekib(以下、「rogocekib」という。)を中心とした5つのパイプラインの研究開発を進めております。 当事業年度における主なパイプラインの進捗は以下のとおりです。

<rogocekib>

rogocekibは、細胞増殖に重要な役割を果たすRNAスプライシング反応の主要な制御因子であるCDC2様キナーゼ(CLK)に対するファーストインクラスの選択的な経口型の低分子阻害薬です。FDAから急性骨髄性白血病(以下、「AML」という。)適応でのオーファンドラッグ指定(Orphan Drug Designation(ODD):希少疾病用医薬品指定)を受けています。2018年に開始した単剤での日本国内第1相臨床試験では、進行・再発又は難治性となった46例の固形がん及び14例の血液がん、合計で60例の患者に投与を行いました。rogocekibに関連する有害事象として、吐き気、嘔吐、下痢等が認められましたが、治験医師が参加する安全性評価委員会において、本剤の安全性に関する評価結果は許容範囲内であると考えられました。rogocekibの有効性に関しては、固形がんにおいて4例のPR(partial response:部分奏効)を認め、それらは全て卵巣がんでした。46例の固形がんのうち卵巣がん患者は14例であったため、卵巣がんでの奏効率としては14例中4例、28.6%でした。また、AMLと骨髄異形成症候群(以下、「MDS」という。)の計14例においては、4例のCR(complete remission:完全寛解)を含む6例の奏功を認め、奏効率は42.9%でした。この試験結果は、卵巣がん及び血液がんにおいてrogocekibが有効である可能性を示しています。現在は、2023年に米国において開始した再発または難治性のAML及びMDSの患者を対象にした第1

/ 2相臨床試験の第1相パートを進めており、2025年8月末時点では合計36症例が登録されています。今後、2026年の早い時期に拡大コホートを開始する予定です。

<MALT1阻害薬CTX-177>

MALT1阻害薬CTX-177については、2020年に小野薬品工業株式会社(以下、「小野薬品工業」という。)とライセンス契約を締結し、小野薬品工業によって米国及び日本において第1相臨床試験が実施されていましたが、2025年4月28日に、戦略上の理由で臨床試験を中止する旨の通知を小野薬品工業より受領しました。小野薬品工業とのライセンス契約が終了しましたので、今後は当社が、全世界での独占的な研究、開発、製造及び商業化する権利を保有します。現在、小野薬品工業と進行中の試験の取り扱い、これまでに得られたデータの移管、知的財産の取り扱い等に関する協議を進めております。今後、再導出に向けた事業開発活動を積極的に行なって参ります。

<前臨床パイプライン>

前臨床段階にあるCDK12阻害薬 CTX-439(以下、「CTX-439」という。)、GCN2阻害薬(以下、「GCN2」という。)と5番目のパイプライン(標的名非公開)は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下、「AMED」という。)等からの助成金を活用した自社研究を進めており、CTX-439やGCN2の研究成果は、2025年4月25日から30日まで米国シカゴで開催された米国癌学会年次総会で発表いたしました。当社は、最も開発が進んでいるrogocekibにより一層注力して、開発をさらに迅速に進め薬事承認を獲得することが企業価値の向上に資すると考えており、rogocekibに社内リソースを集中させている状況ですので、CTX-439とGCN2に関しては早期のパートナリングも含めた幅広い可能性の検討も前向きに行っております。また、パイプラインの価値を大きくするために、がん以外の疾患領域での可能性も共同研究等を通じて探っています。2025年7月には株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所と、2025年8月には千寿製薬株式会社と、それぞれ異なる当社化合物の眼科疾患治療薬としての可能性を探る共同研究を開始しています。

以上の結果、当事業年度の事業収益は該当ありませんでした(前事業年度は該当なし)。事業費用につきましては、研究開発費が1,425百万円(前事業年度比で5.0%減少)、販売費及び一般管理費が364百万円(前事業年度比で20.8%増加)となりました。

この結果、営業損失は1,789百万円(前事業年度は営業損失1,801百万円)、経常損失は 1,769百万円(前事業年度は経常損失1,824百万円)、当期純損失は1,785百万円(前事業年 度は当期純損失1.827百万円)となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績を記載 しておりません。

- ② 設備投資の状況 該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況 当社は、当事業年度中に、新株予約権の行使を受けたことにより、61百万円の資金を調達 しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ② 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。
- ⑧ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新規抗がん薬の市販を目指して研究開発を行う創薬ベンチャー企業です。創薬事業は、高度な専門性と多額の資金を要する一方で、収益化までに長期間を要する事業特性を有しております。このため、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの計上、重要な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

このような状況を踏まえ、当社は最も期待するパイプラインであるrogocekibに経営資源を集中させ、開発の迅速化を図っております。その他のパイプラインについては、引き続きコストを抑制しながら、他社との事業連携を含めて戦略的に検討を行う方針です。

当事業年度末時点において、現金及び預金残高は2,548百万円を保有しており、今後1年間の事業活動を継続するために必要な資金は確保できております。また、rogocekibの将来の開発資金を確保するために、2025年9月には第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付)、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行を行っております。これにより、将来的な資金需要に対しても柔軟に対応可能な体制を維持しております。以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと認識しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区	分	第 5 期 (2022年8月期)	第 6 期 (2023年8月期)	第 7 期 (2024年8月期)	第 8 期 (当事業年度) (2025年8月期)
事 業 収	益 (千円)	_	2,500,000	_	_
経 常 利 又 経常損失(益 は (千円) △)	△1,776,640	225,761	△1,824,707	△1,769,669
当 期 純 和 又 当期純損失(」 益 は (千円) △)	△1,779,060	223,341	△1,827,127	△1,785,867
1株当たり当期 又 1株当たり当期 (△	は(四)	△39.78	3.96	△31.11	△26.03
総資	産 (千円)	4,498,947	4,909,123	4,632,370	2,681,349
純 資	産 (千円)	4,277,539	4,500,881	4,161,297	2,437,010
1株当たり純	資産 (円)	△72.35	79.28	61.44	35.29

(注) 当社は、2023年6月2日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、新しい作用機序を有する抗がん薬を開発することにより、今まで効果的な治療薬がなかったがん患者に対して、新たな治療法を提供することを目指しています。一方で医薬品として

の事業化は、製品化までに多額の資金と長い時間を要する等の特性があり、当社は営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、すべての研究開発に関する投資を補うに足る収益は生じておりません。なお、当社は、当面の研究開発活動は、リードパイプラインであるrogocekibの米国 1 / 2 相試験に注力し、CTX-177は早期に開発を再開させるために、積極的に導出の可能性を検討しています。他の自社パイプラインについてはAMED等からの助成金を活用した自社研究を進めており、CTX-439とGCN2に関しては早期のパートナリングも含めた幅広い可能性の検討を前向きに行っております。

このような事業背景の下で、当社は、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

① rogocekib開発の促進

当社は、固形がんと血液がんを対象としたrogocekibの国内第1相臨床試験において、臨 床的に許容できる安全性プロファイルと抗腫瘍効果を認め、POC (Proof of Concept)(概 念実証)の確認に成功しております。国内試験は既に終了しており、現在は2023年に開始し た米国での第1/2相臨床試験を実施中です。日本及び米国において早期に承認を取得するた めには、さらなる開発体制の強化と開発資金の確保が課題となります。とくに世界最大の医薬 品市場を有する米国での薬事承認を目指すために、2021年に米国FDAから発出された Project Optimus(抗がん薬の開発における用量設定の最適化を目的としたガイダンス。以 下、「Optimus」という。) に対応するために、臨床試験プロトコルの修正を行い、試験全体 での症例組入れ数は当初予定の170例から225例へと55例増える計画となりました。そのた めに必要な開発資金を調達中であります。また、米国での臨床試験を早期に完了するために、 治験実施医療機関及び業務委託先とは密にコミュニケーションを取りながら進めるとともに、 将来の承認申請及び販売を見据えて、2025年1月には、FDAからAML適応でオーファンドラ ッグ指定(Orphan Drug Designation(ODD):希少疾病用医薬品指定)を受けています。 ODDは、米国内の患者数が20万人未満であること、医療上特にその必要性が高いものなどの 条件に合致する開発品が指定される制度です。本指定により米国新薬承認申請時の申請費用の 免除、臨床開発に係る連邦税の減免など、FDAからの各種薬事・研究費支援などの開発優遇・ 促進策が米国にて活用可能となるとともに、承認後には米国における7年間の排他的先発販売 権が与えられますので、rogocekibの商用化に向けての大きな一歩だと考えております。さら に当社は、日本国内においての希少疾病用医薬品指定を目指すとともに、先駆的医薬品指定制 度や条件付き早期承認制度の活用を目指していきます。先駆的医薬品指定を受けると、開発の 比較的早期の段階から、薬事承認に関する相談・審査における優先的な取り扱いがなされま す。また条件付き早期承認制度とは、重篤な疾患であって有効な治療薬が乏しく患者数が少な

い疾患等を対象として、治験実施が困難、あるいは実施可能であっても治験の実施にかなりの 長時間を要すると認められる場合に、承認申請時に検証的臨床試験以外の臨床試験等で一定程 度の有効性及び安全性を確認した上で、製販後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調 査等を実施すること等を条件に承認される制度です。今後これらの制度(海外における同様の 制度を含みます。)を活用することにより、開発及び薬事審査の促進を実施する可能性がござ います。現状の開発戦略で目指している2028年後期の承認申請については、上述の国内外で の制度を活用できることを前提として、計画を立案しております。

② CTX-177の導出

CTX-177については、小野薬品工業とのライセンス契約の終了に伴い、当社がCTX-177の全世界での全権利を有することとなりましたので、開発の再開に向けて、新たなパートナーとのライセンス契約の締結を選択肢の一つとして考え、パートナー探しを鋭意進める予定でございます。

③ 前臨床パイプラインの開発の促進

当社は、RNA制御ストレスを標的としたCTX-439、GCN2、新規の標的分子阻害薬の3つの前臨床パイプラインを保有しています。AMED等からの助成金を活用した自社研究を進める一方で、研究開発リソースをrogocekibに注力している状況ですので、CTX-439とGCN2に関しては早期のパートナリングも含めた幅広い可能性の検討も前向きに行っております。市場環境や競合状況を的確に判断して、適切なタイミングで提携パートナーを確保することが課題です。

④ パイプラインの充実

当社は、必要に応じてRNA制御ストレスを標的とした新しい抗がん薬パイプラインを立ち上げ、適宜パイプライン間の優先順位付けを見直すことによって研究開発の成功確率を上げることができると考えていますが、そのためにはアカデミアなどの最先端の科学へのアクセスを維持することと研究開発資金の確保が課題となります。なお、現状は研究開発リソースをrogocekibに注力している状況ですので、抑制的に新規パイプラインの検討を行っています。

⑤ 財務体質の強化

当社は創薬バイオベンチャーであるため、多額の研究開発費用が先行して必要となり、継続的な営業損失が発生するとともに営業キャッシュ・フローもマイナスとなる傾向があります。

そのため、財務体質の強化が課題となります。今後も、当社がrogocekibを始めとした既存のパイプラインの開発を促進しながら、安定的に新規パイプラインの創出を継続していくためには、新たな提携パートナーの確保に加え、事業会社や株式発行による資本市場からの資金調達を実施するなどして、財務基盤の充実と安定化を図っていくことが重要な課題と考えています。

⑥ 優秀な人材の獲得

当社は、創薬に関する経験豊富なメンバーが積極的に外部委託を活用することにより、効率的な組織運営をしております。しかしながら、今後も、国内外のバイオベンチャー企業や製薬企業との競争が続く中において、競合他社との差別化、研究開発の加速、事業領域の拡大などが必要になる可能性があると考えております。そのため、パイプラインの創出に際して最先端の科学へのアクセスを維持し、創造的かつ独創的な研究活動を推進する等の優秀な人材の獲得は、当社の重要な課題になっています。また、管理部門においても当面は少人数による運営体制を計画しておりますが、適切なタイミングで新たな人材を獲得して、財務・経理・内部統制を含む管理体制の一層の強化を進めていく方針です。

⑦ 提携パートナー確保

当社はパイプラインの開発を推進するために最適な提携パートナーを確保することを課題としております。そのために、提携パートナー候補先の研究開発に関する戦略の方針状況を常に把握し、医療情報などの市場環境の情報収集も行っております。また当社のパイプラインの開発状況、競合状況を勘案して、適切なタイミングでコミュニケーションを行っております。

(5) 主要な事業内容 (2025年8月31日現在)

事	業	区	分	事	業	内	容	
医	薬	H =	業	医薬品の研究開発				

(6) 主要な営業所及び工場(2025年8月31日現在)

本				社	神奈川県藤沢市
東	京	事	務	所	東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2025年8月31日現在)

使	用	人	数	前事業年度末比増減
	20) (1	1)名	2名減 (1名減)

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む)は () 内に年間の平均人 員を外数で記載しております。
- (8) 主要な借入先の状況 (2025年8月31日現在) 該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

68,988,800株

(注)新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,310,000株増加しております。

(3) 株主数

12,459名

(4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
武 田 薬 品 工 業 株 式 会 社	10,760千株	15.6%
New Life Science1号投資事業有限責任組合	7,252	10.5%
日本グロースキャピタル投資法人	4,810	7.0%
イノベーション京都2016投資事業有限責任組合	4,657	6.8%
MEDIPAL Innovation投資事業有限責任組合	4,210	6.1%
三菱UFJライフサイエンス1号投資事業有限責任組合	2,971	4.3%
京大ベンチャーNVCC2号投資事業有限責任組合	2,570	3.7%
楽 天 証 券 株 式 会 社	1,830	2.7%
株式会社メディパルホールディングス	1,307	1.9%
山 田 祥 美	1,070	1.6%

⁽注) 持株比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況** 該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株	予 約 権	第2回新株	予 約 権	
発行	決 議 日	2019年1月 取締役会決 2019年1月 臨時株主総会	央議 16日	2019年1月7日 取締役会決議 2019年1月16日 臨時株主総会決議		
新 株 予	約権の数		3,250個		200個	
新株予約権株式の	室の目的となる 種 類 と 数	普通株式 (新株予約権1個につき	650,000株 200株)	普通株式 (新株予約権1個につき	40,000株 200株)	
新株予約	権の払込金額	新株予約権と引換え 要しない	に払い込みは	新株予約権と引換えば 要しない	こ払い込みは	
	の行使に際してる 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり (1株当たり	7,100円 36円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	7,100円 36円)	
権利行	亍 使 期 間	新株予約権発行の取締役会決議の日後2年を経過した日から10年を経過 する日まで		新株予約権発行の取締役会決議の日後2年を経過した日から10年を経過 する日まで		
行 使	の条件	(注)		(注)		
	監査等委員でない 取 締 役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	3,250個 650,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 -名	
役員の保有状況	監査等委員でな い 社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	200個 40,000株 1名	
	監査等委員であ る 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 -名	

- (注) ① 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。但し、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
 - ② 新株予約権は、新株予約権の行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円(法令の改正により、税制適格要件のひとつである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。)を上回らない範囲でのみ行使することができる。

- ③ 新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)が新株予約権を放棄した場合には、 当該新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合には、相続発生日から1ヶ月を経過する日までに当社の取締役会の承認があり、かつ、相続発生日から6ヶ月を経過する日までに当該新株予約権者の相続人全員の合意により当該新株予約権の承継者を1名(以下、この者を「承継相続人」という。)に限定してその旨を当社所定の書面で当社に通知した場合に限り、承継相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる期間及び新株予約権の行使の条件の定めに従い行使することができる。但し、承継相続人が当該新株予約権を承継したのちに死亡した場合には、何らの手続を要せず直ちに行使できないこととなり、当該新株予約権は承継相続人の相続人には相続されない。
- ⑤ 新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、又は、当社の株主による当社の発行済株式の過半数の売却、若しくは、当社の合併、会社分割若しくは事業譲渡等(いずれも当社又は当社の事業に支配権の移転が生じる場合に限る。)について取締役会決議による承認がされる(以下、これらの場合を総称して「上場等実施」という。)までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ⑥ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

		第 4 回 新 株	予 約 権	第 5 回 新 株	予 約 権	
発行	決 議 日	2021年6月15日取締役会決議 2021年6月24日 臨時株主総会決議		2021年6月15日取締役会決議 2021年6月24日 臨時株主総会決議		
新株子	約権の数		750個		11,000個	
新株予約 株 式 の	権の目的となる 種類 と 数	普通株式 (新株予約権1個につき	150,000株 200株)	普通株式 (新株予約権1個につき	2,200,000株 200株)	
新株予約	権の払込金額	筆の払込金額 新株予約権と引換えに払い込みは 要しない			210円	
	権の行使に際して , る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり (1株当たり	10,000円 50円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	10,000円 50円)	
権利	行 使 期 間	2023年6月25日から2031年6月 15日まで		2021年6月28日から2031年6月27日まで		
行 使	の 条 件	(注) ①、②、③), (4), (5)	(注) ②、③、④、⑤	0, 6, 7, 8	
	監査等委員でない 取 締 役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	11,000個 2,200,000株 1名	
役 員 の 保有状況	監査等委員でな い 社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	250個 50,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名	
	監査等委員であ る 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	500個 100,000株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	

- (注) ① 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。但し、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
 - ② 新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)が新株予約権を放棄した場合には、 当該新株予約権を行使できないものとする。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合には、相続発生日から1ヶ月を経過する日までに当社の取締役会の承認があり、かつ、相続発生日から6ヶ月を経過する日までに当該新株予約権者の相続人全員の合意により当該新株予約権の承継者を1名(以下、この者を「承継相続人」という。)に限定してその旨を当社所定の書面で当社に通知した場合に限り、承継相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる期間及び新株予約権の行使の条件の定めに従い行使することができる。但し、承継相続人が当該新株予約権を承継したのちに死亡した場合には、何らの手続を要せず直ちに行

使できないこととなり、当該新株予約権は承継相続人の相続人には相続されない。

- ④ 新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、又は、当社の株主による当社の発行済株式の過半数の売却、若しくは、当社の合併、会社分割若しくは事業譲渡等(いずれも当社又は当社の事業に支配権の移転が生じる場合に限る。)について取締役会決議による承認がされる(以下、これらの場合を総称して「上場等実施」という。)までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)。
- (b)行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。
- (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
- (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことが出来ない。
- ⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことが出来ない。

		第7回新株	予 約 権	第8回新株	予約権
発行	決 議 日	2022年8月3 臨時株主総会 2022年10月 取締役会決		2022年8月3 臨時株主総会 2022年10月 取締役会決	· 決議 14日
新株子	約権の数		1,000個		550個
新 株 予 約 株 式 の	権の目的となる) 種 類 と 数	普通株式 (新株予約権1個につき	200,000株 200株)	普通株式 (新株予約権1個につき	110,000株 200株)
新株予約	」権の払込金額	新株予約権と引換え(要しない	こ払い込みは	新株予約権と引換えに しない	払い込みは要
	権の行使に際して 1 る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり (1株当たり	13,500円 68円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	13,500円 68円)
権利	行 使 期 間	2024年10月15日かり月14日ま		2024年10月15日から2 日まで	2032年10月14
行 使	の 条 件	(注) ①、②、③、④), (5), (6), (7)	(注) ①、③、④、	5, 6, 7
	監査等委員でな い 取 締 役 (社外役員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	900個 180,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名
役 員 の 保有状況	監査等委員でな い社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	100個 20,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名
	監査等委員であ る 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	550個 110,000株 3名

- (注) ① 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。但し、各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1株の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
 - ② 新株予約権は、新株予約権の行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円(法令の改正により、税制適格要件のひとつである年間行使価額の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。)を上回らない範囲でのみ行使することができる。
 - ③ 新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使できないものとする。

- ④ 新株予約権者が死亡した場合には、相続発生日から1ヶ月を経過する日までに当社の取締役会の承認があり、かつ、相続発生日から6ヶ月を経過する日までに当該新株予約権者の相続人全員の合意により当該新株予約権の承継者を1名(以下、この者を「承継相続人」という。)に限定してその旨を当社所定の書面で当社に通知した場合に限り、承継相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる期間及び新株予約権の行使の条件の定めに従い行使することができる。但し、承継相続人が当該新株予約権を承継したのちに死亡した場合には、何らの手続を要せず直ちに行使できないこととなり、当該新株予約権は承継相続人の相続人には相続されない。
- ⑤ 新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、又は、当社の株主による当社の発行済株式の過半数の売却、若しくは、当社の合併、会社分割若しくは事業譲渡等(いずれも当社又は当社の事業に支配権の移転が生じる場合に限る。)について取締役会決議による承認がされる(以下、これらの場合を総称して「上場等実施」という。)までの期間は、本新株予約権を行使できないものとする。但し、決議日から2年間が経過後に当社の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ⑥ 以下 (a) (b)において定める期間区分に従って、その一部又は全部を行使するものとする。但し、決議日から2年間が経過後に甲の取締役会で特に行使を認めた場合はこの限りでない。(a) 株式公開の日から起算して2年経過した日から3年を経過する日までは、割当てられた新株予約権個数のうち、500個までの新株予約権を行使することができるものとする。(b) 株式公開の日から起算して3年経過した日以後は、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。
- ⑦ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	三 宅 洋	
取 締 役	嶋内明彦	株式会社インディージャパン アドバイザー
取 締 役	中 村 学	新生キャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役 AlphaNavi Pharma株式会社 社外取締役 株式会社FREST 社外取締役
取締役常勤監査等委員		石井幸佑会計事務所 代表 株式会社BioAid 代表取締役 メタジェンセラピューティクス株式会社 社外監査役 ミラックスセラピューティクス株式会社 社外監査役 ラクオリア創薬株式会社 社外取締役監査等委員 ファイメクス株式会社 社外監査役 シコニア・バイオベンチャーズ株式会社 社外監査役
取締役常勤監査等委員	西方ゆかり	株式会社エス・エー・スリー 代表取締役
取締役監査等委員	橋本阿友子	骨董通り法律事務所 弁護士 神戸大学大学院法学研究科 非常勤講師 東京藝術大学 利益相反アドバイザー 非常勤講師 Allganize Holdings株式会社 社外監査役 上野学園短期大学 非常勤講師

- (注) 1.取締役嶋内明彦氏は社外取締役であります。嶋内氏は会社経営者として10年以上の豊富な経験を有しています。
 - 2.取締役中村学氏は社外取締役であります。中村氏はファイナンスの専門家でありバイオテック企業への豊富な投資経験を有しております。
 - 3.取締役常勤監査等委員石井幸佑氏は社外取締役であります。石井氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人での会計監査、バイオベンチャーでのCFOなどの実務経験も豊富で、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4.取締役常勤監査等委員西方ゆかり氏は、社外取締役であります。西方氏は、上場企業での経営管理、及び臨床開発戦略に相当程度の知見を有するものであります。
 - 5.取締役監査等委員橋本阿友子氏は、社外取締役であります。橋本氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6.当社は、取締役嶋内明彦氏、取締役監査等委員石井幸佑氏、西方ゆかり氏及び橋本阿友子氏を

東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7.情報収集の事実を図り、内部監査部門などとの十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・ 監督機能を強化するために、石井幸佑氏及び西方ゆかり氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役を除く)の全員と会社法第427条第1項の規定及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、すべての対象者について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は当社が全額負担をしております。 当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年11月17日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、経営環境や他社の水準等を考慮の上、役位・職責に応じて設定しております。また、当社の取締役の報酬には、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬を導入できる方針としておりますが、現時点では運用はしておりません。各取締役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、経営状況や財務状況、経済情勢等を考慮の上、取締役会の決議にて決定し、ストック・オプションの付与については、各取締役の職責に応じ、取締役会にて協議して割当数量を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬 限度額の範囲内において、経営状況や財務状況、経済情勢等を考慮の上、監査等委員の協議に て決定しております。

なお、当社の取締役の報酬は、毎月定額で支給される現金報酬であります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の	報酬等の種類別の総額(千円)		(千円)	対象となる
	総額	基本報酬	業績連動	非金銭	役員の員数
	(千円)	基 个報酬	報酬等	報酬等	(人)
取締役(監査等委員を除く)	27,200	27,200			2
(うち社外取締役)	(3,600)	(3,600)	_	_	(1)
取締役(監査等委員)	18,800	18,800			3
(うち社外取締役)	(18,800)	(18,800)	_	_	(3)
合計	46,000	46,000			5
(うち社外取締役)	(22,400)	(22,400)	_	_	(4)

- (注) 1.取締役(監査等委員を除く)報酬限度額は、2022年11月17日開催の定時株主総会決議において、年間200百万円以内(ただし、使用人兼務役員の使用分は含まない)と決議しており、当該株主総会終結時の取締役(監査等委員を除く)の員数は2名となります。株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案し、取締役会にて決定しています。
 - 2.取締役(監査等委員を除く)の役員報酬は、2024年11月28日開催の取締役会で決定されています。
 - 3.監査等委員である取締役の報酬の限度額は、2022年11月17日開催の臨時株主総会決議にて年間総額 30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名で す。株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを 総合的に勘案し、監査等委員の協議にて決定しています。
 - 4.取締役の支給員数は、無報酬の取締役1名(うち社外取締役1名)を除いております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役の嶋内明彦氏は、株式会社インディージャパン アドバイザーを兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。
 - ・社外取締役の中村学氏は、新生キャピタルパートナーズ株式会社の代表取締役です。同氏及び同社を無限責任組合員に含むNew Life Science1号投資事業有限責任組合は、当社普通株式を7,252,100株所有しています。また、AlphaNavi Pharma株式会社 社外取締役、株式会社FREST 社外取締役を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害

関係はございません。

- ・社外取締役常勤監査等委員の石井幸佑氏は、石井幸佑会計事務所 代表、株式会社BioAid 代表取締役、メタジェンセラピューティクス株式会社 社外監査役、ミラックスセラピューティクス株式会社 社外監査役、ラクオリア創薬株式会社 社外取締役監査等委員、ファイメクス株式会社 社外監査役、シコニア・バイオベンチャーズ株式会社 社外監査役を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。
- ・社外取締役常勤監査等委員の西方ゆかり氏は、株式会社エス・エー・スリー 代表取締役 を兼務していますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。
- ・社外取締役監査等委員の橋本阿友子氏は、骨董通り法律事務所 弁護士、神戸大学大学院 法学研究科 非常勤講師、東京藝術大学 利益相反アドバイザー 非常勤講師、 Allganize Holdings株式会社 社外監査役、上野学園短期大学 非常勤講師を兼務してい ますが、兼職先と当社の間に、特別の利害関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	出席状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	嶋 内 明 彦	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、日米における会社経営者としての豊富な経験と高い見識から、当社取締役会において、主に経営全般に対して積極的に発言いただいており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取締役	中 村 学	2024年11月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、投資家そしてファイナンスの専門家としての豊富な経験と高い見識から、当社取締役会において、経営全般に対して、特に資金調達に対して積極的に発言いただいており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取 締 役(常勤監査等委員)	石 井 幸 佑	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回すべてに出席しました。常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督するとともに、会社経営者、公認会計士としての豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取 締 役 (常勤監査等委員)	西方ゆかり	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回すべてに出席しました。常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督するとともに、製薬会社での研究開発及び経営管理における豊富な経験と実績を活かして、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。
取 締 役 監査等委員)	橋本阿友子	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回すべてに出席しました。弁護士としての豊富な経験と実績を活かして、当社のコンプライアンス体制及び当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、当社の社外取締役として求められる役割・責務を十分発揮しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				34ਵ	万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				34百	万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5)補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、財務報告、内部監査の方針について制定しており、各法令や規程、企業倫理を遵守して職務を執り行うことを取締役及び使用人に求めています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として、取締役及び監査等委員が常時閲覧できる体制を構築しております。なお、株主総会や取締役会議事録などの重要文書については、「文書管理規程」及び適用法令に基づき、適切に保存管理する体制を設けております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、職務権限の原則、稟議制度、リスク評価、危機管理に関する規程の制定と運営体制を整備しております。
- ④ 取締役の職務が効率的に行われていることを確保するための体制として、経営方針、経営計画、経営会議、職務権限の明確化の方針について制定しております。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項について、当社の規模に鑑み、現時点では監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置していませんが、 監査等委員会から求められた場合は遅滞なく適切に対応いたします。
- ⑥ 前号の取締役及び使用人の独立性に関する事項並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項について、当該取締役及び使用人を配置した際には、当社は補助者の監査業務に関する権限、組織上の位置づけ、人事異動・評価・懲戒等に関して監査等委員会の意向を尊重して明確化を行います。これにより監査業務に関しては補助者が監査等委員会の指示に従い、他の業務執行者からの独立性を確保する体制としています。
- ② 監査等委員会への報告に関する体制として、常勤監査等委員による重要会議への出席及び常 勤監査等委員と代表取締役との定期的な意見交換を行う体制を構築しております。また、内 部監査の実施に際し、常勤監査等委員が同席・傍聴する体制を整えております。
- ® 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制として「内部通報マニュアル」を定め、通報者のプライバシーの確保、不利な取扱いを受けることを禁止する体制となっています。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について、監査執行上で必要と認められる費用を前払又は償還等の請求として監査等委員から求められた場合に、対応を行う体制となっています。
- ⑩ その他、監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制として、内部監査部門である経営管理部及び会計監査人と三様監査に係る会合を開催し、監査状況の情報交換を行うなど、緊密な連携を図る体制となっています。
- ① 反社会的勢力の排除に向けた体制として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき毅然とした姿勢で組織的に対応できる体制となっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、社外取締役5名を含む6名で構成された取締役会において、業務執行取締役から幹部 社員と共に職務執行の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決定を行っております。監査 等委員においては、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査等委員会において、業 務の適切性を確保するための運用を行っております。コンプライアンスに対する取り組みに関し ては、当社の内部監査担当が、内部監査計画に基づき、各部門に関して監査を行い、その結果を 代表取締役及び監査等委員会に報告し、必要に応じ、改善を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

配当政策につきましては、当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も多額の先行投資を行う研究開発活動を計画的に実施していくため、当面は配当を実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。そのため、内部留保資金につきましては研究開発に充当する方針であります。

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,669,033	流 動 負 債	244,338
現 金 及 び 預 金	2,548,955	未 払 金	120,009
前渡金金	9,723	未払費用	645
前払費用	24,903	未払法人税等	28,681
そ の 他	85,450	そ の 他	95,002
 固定資産	12,316	負 債 合 計	244,338
 有形固定資産	0	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	10,477	株 主 資 本	2,434,495
		資 本 金	876,270
減価償却累計額	△10,477	資本 剰余金	9,065,871
投資その他の資産	12,316	資 本 準 備 金	6,193,207
そ の 他	12,316	その他資本剰余金	2,872,664
		利 益 剰 余 金	△7,507,647
		その他利益剰余金	△7,507,647
		繰 越 利 益 剰 余 金	△7,507,647
		新 株 予 約 権	2,515
		純 資 産 合 計	2,437,010
資 産 合 計	2,681,349	負 債 純 資 産 合 計	2,681,349

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年9月 1 日から) 2025年8月31日まで)

(単位:千円)

	科				金	額
事	業	収	益			_
事	業	費	用			
7	研 究	開発	費		1,425,309	
]	販 売 費 及	び 一 般 管	理 費		364,471	1,789,781
営	業	損	失			1,789,781
営	業	外 収	益			
	助成	金金	収	入	23,090	
	そ	\mathcal{O}		他	918	24,009
営	業	外 費	用			
	為	替	差	損	3,897	
	そ	\mathcal{O}		他	0	3,897
経	常	損	失			1,769,669
特	別	損	失			
	減	損	損	失	13,777	13,777
税	引 前	当 期	純 損	失		1,783,447
法	人税、	住 民 税 及	び 事 業	税	2,420	2,420
当	期	純	損	失		1,785,867

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月20日

Chordia Therapeutics株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 井上 倫哉

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 佐藤 太基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Chordia Therapeutics株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年9月5日開催の取締役会において、第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付)、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行を決議し、2025年9月22日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計十法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部 統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行 に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社 及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討 いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該

内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月21日

Chordia Therapeutics株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石井 幸佑 印

常勤監査等委員 西方 ゆかり 印

監査等委員 橋本 阿友子 印

(注) 監査等委員石井幸佑、西方ゆかり及び橋本阿友子は、会社法第2条第15号及び第 331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

三宅洋氏、嶋内明彦氏及び中村学氏の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。)全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役4名(うち社外取締役3名)の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はない旨の意見 でございました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	Š	略歴、当社における地位及び担当 所 有 (重 要 な 兼 職 の 状 況) 当社の		
	うだけ で 洋 (1970年6月25日)	1998年 4 月 武田薬品工業株式会社 2015年 4 月 同社 がん創薬ユニット日本サイトヘッド 2017年11月 当社 代表取締役 (現任)	900,000株	
1	は、組織横断的な連携が 戦略の立案、執行を迅速 今後も、当社の更なる成	業者であり、設立時から代表取締役として当社をリードし 大切である創薬の研究開発に深い知識と成功経験を有して かつ効率的に進めるとともに、取締役会での経営判断をま 長と企業価値を向上させる経営を行っていただくことを期 のであります。なお、同氏の当社取締役としての在任期間	おり、当社の事業 とめてきました。 待し、取締役とし	

候補者番号	。 氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数		
2	^{なかむら まなぶ} 中 村 学 (1968年8月26日)	1991年 4 月 株式会社日本長期信用銀行 (現 株式会社SBI新生銀行) 2004年 7 月 同行 プライベートエクイティ部次長 2012年11月 新生企業投資株式会社 取締役 2018年 4 月 新生キャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役 (現任) 2019年 4 月 当社 社外取締役 2019年 4 月 AlphaNavi Pharma株式会社 社外取締役 (現任) 2021年11月 当社 社外取締役退任 2024年11月 当社 社外取締役 (現任) 2025年 4 月 株式会社FREST 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 新生キャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役 AlphaNavi Pharma株式会社 社外取締役 株式会社FREST 社外取締役			
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中村学氏は、金融機関及び投資会社における双方の経験と知見を有しており、投資家としてテック企業への豊富な投資経験も有しておられることから、当社の経営、特にファイナンス単定とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に貢献いただくことを期待して、社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任通算期間は、の終結の時をもって3年7ヶ月となります。					

候補者番 号	党 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	※ 土 屋 裕 (1952年6月29日)	1975年 4 月 エーザイ株式会社 2004年10月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド社長 2005年 6 月 エーザイ株式会社 執行役 2010年 6 月 同社 常務執行役 2011年 6 月 同社 専務執行役 2012年 6 月 同社 代表執行役事務 2013年 6 月 同社 代表執行役副社長 2014年 6 月 同社 代表執行役医療政策担当 2014年 6 月 同社 代表執行役医療政策担当 2017年 6 月 同社 取締役 2022年 6 月 同社 相談役 2022年 6 月 同社 相談役 2024年 4 月 マルホ株式会社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) マルホ株式会社 社外取締役	_
	土屋裕氏は、エーザイ 発、品質等の信頼性保証 務経験と豊富な実績を有	た理由及び期待される役割の概要】 株式会社において、日米英中を含むグローバルな環境下で、販売事業立ち上げ、医療政策、業界活動など、製薬業界しております。これらの知見を活かして、当社の経営全般ラインの価値最大化に貢献いただくことを期待して、社外	における幅広い実 、とりわけグロー

任をお願いするものであります。

候補者番号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数		
4	※ 平崎誠 [*] 司 (1964年12月15日)	1989年 4 月 日本経済新聞社 2002年 9 月 アンジェス株式会社 2016年 1 月 同社 執行役員経営戦略本部長 2017年 3 月 同社 取締役 2018年12月 オリシロジェノミクス株式会社 代表取締役CEO 2022年 9 月 同社 取締役 President 2024年 1 月 アミライズ合同会社 代表社員 (現任) (重要な兼職の状況) アミライズ合同会社 代表社員	_		
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 平崎誠司氏は、上場バイオベンチャーにおいて事業開発及び製品戦略の立案・推進に携わり、英国現地法人ではGeneral Managerとして現地経営を担った後、帰国後には同社の取締役に就任されるなど、国内外での豊富な経営経験を有しております。さらに、大学発バイオベンチャーを創業し代表取締役として事業を牽引、最終的には米国企業への事業売却を成功させるなど、起業からエグジットに至る一連のプロセスを経験されています。平崎氏の幅広い経営知識と経験、ビジネス上の人脈を当社の経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものでありま				

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、中村学氏は、新生キャピタルパートナーズ株式会社の代表取締役です。同氏及び同社を無限責任組合員に含むNew Life Science 1号投資事業有限責任組合は、当社普通株式を7.252,100株所有しています。
 - 3. 中村学氏、土屋裕氏及び平崎誠司氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 中村学氏は、上記「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおり、過去に当社の社外取締役に就任していました。
 - 5. 当社は、中村学氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、土屋裕氏及び平崎誠司氏が選任された場合は、両氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、 被保険者が負担することになる被保険者が会社役員の地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起 因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金や争訟費用を負担することにより 被る損害を当該保険契約より填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当 該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定し ております。
 - 7. 当社は、土屋裕氏及び平崎誠司氏が選任された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は監査等委員会設置会社であります。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、予め補欠の監査等委員である取締役1名を選任するものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

送りが名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
しょうちあきひご 嶋 内 明 彦 (1947年7月16日)	1971年 4 月 味の素株式会社 1972年 1 月 American Hospital Supply (現Baxter) 上席市場調査担当 1983年 1 月 American Hospital Supply 貿易事業部長 1987年 1 月 富士レビオ株式会社 1988年 3 月 Fujirebio American Inc. CEO 2001年 9 月 Quintiles Translational Japan (現IQVIA) 戦略企画部長 2002年 7 月 Quintiles CRO Company President 2005年 1 月 エムズサイエンス 代表取締役 2011年 4 月 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング(J-TEC) シンガポール事務所所長 2012年 5 月 Shimauchi Associates 代表 2013年 2 月 株式会社インディージャパン アドバイザー (現任) 2016年 1 月 INDEE MEDICAL 代表取締役・CEO 2018年 1 月 当社 社外監査役 2022年10月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社インディージャパン アドバイザー	

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

嶋内明彦氏は、日米でのバイオベンチャーの創業及び社長経験など幅広い事業経営経験と実績を有します。2017年の当社創業以来、監査役及び取締役として継続的に当社の経営に関与しており、当社の事業内容や組織運営を深く理解していることから、当社監査等委員である取締役に欠員が生じるという緊急事態においても速やかにその責務を遂行いただけるものと期待して、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年1ヶ月となります。

- (注) 1. 嶋内明彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 嶋内明彦氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 嶋内明彦氏は、上記「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおり、 過去に当社の社外監査役に就任していました。
 - 4. 当社は、嶋内明彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が会社役員の地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金や争訟費用を負担することにより被る損害を当該保険契約より填補することとしております。嶋内明彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 6. 当社は、取締役嶋内明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以上

(ご参考) 取締役及び取締役候補者のスキルマトリックスについて

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名		属性	企業経営	バイオ・ 製薬業界	海外経験	研究開発 製造	財務 会計・ 事業開発		ESG・ サステナ ビリティ
三宅	洋	代表取締役	0	0	0	0			
中村	学	社外取締役	0	0	0		0		
土屋	裕	社外取締役 独立役員	0	0	0	0			
平崎	誠司	社外取締役 独立役員	0	0	0		0		
石井	幸佑	社外取締役 監査等委員 独立役員	0	0			0	0	
西方	ゆかり	社外取締役 監査等委員 独立役員	0	0	0	0			
橋本	阿友子	社外取締役 監査等委員 独立役員	0		0			0	0

以上

株主総会会場ご案内図

会場:湘南鎌倉クリスタルホテル 3階「フォンテーヌ」

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢14-1

TEL 0466-28-2111



《交通のご案内》

■ 電車での行き方

JR東海道本線・小田急線・江ノ島電鉄「藤沢駅」 南□より徒歩8分 🛱 お車での場合

ホテル駐車場は収容台数に 限りがあります。なるべく お車でのご来館はご遠慮い ただき、公共の交通機関を ご利用くださいますようお 願い申しあげます。